

冷暖房機器使用期間等について（昭和54年11月8日 例規、神会発第326号）

冷暖房機器の使用期間等について、次のとおり定めたから職員に周知徹底を図り、適正な使用に努められたい。

おつて、冷暖房機器使用期間等について（昭和52年6月28日付 神会発第214号）は、廃止する。

記

1 趣旨

警察施設の冷暖房機器の使用期間等を指定し、適正な使用と良好な執務環境の保持に努め、併せてエネルギーの節減を図ろうとするものである。

2 冷暖房機器使用期間

(1) 冷房機器

毎年7月1日から9月15日までの間で室温摂氏28度以上のとき。

(2) 暖房機器

毎年12月1日から翌年3月31日までの間で室温摂氏15度以下のとき。

(3) 使用期間の特例

(1)及び前(2)の規定にかかわらず、神奈川県警察庁内管理規程（昭和54年神奈川県警察本部訓令第15号）第4条に規定する管理責任者は、気候その他の状況により冷暖房機器の使用期間を延伸することができる。

3 冷暖房温度の範囲

冷房時の室内温度は、摂氏28度以上、暖房時の室内温度は、摂氏19度未満とすること。
なお、この範囲を超えるときは、一時冷暖房機器の稼働を停止すること。

4 各種機器性能保持等の特例

前記にかかわらず、次の場合は特例として使用を認めるが、使用時期については、十分検討すること。

(1) 各種精密機械性能保持のための冷暖房

(2) 冷暖房機器の試運転及び保守作業

5 事故防止等

(1) 冷暖房機器の使用に当たっては、必ず責任者を指定し、責任の所在を明確にしておくこと。

(2) 庁舎内各室及び派出所設置の空調機器は、不在中必ず稼働を停止し、むだなエネルギーの消費、機器の損耗防止に努めること。

(3) 集中冷暖房機器の末端装置（フイルコン、コンベクター等）は、不用の場合必ず停止させること。

- (4) 燃料は発火、引火、盗難の虞れのない場所に保管し、常に事故防止に留意すること。
- (5) ストーブ等の器具は、転倒防止の措置に注意するとともに、使用中設置場所を離れ不在となる時又は使用後は、必ず消火を確認すること。